

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は社会福祉法人敬愛会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定並びに評議員選任解任委員会運営細則第6条に基づき、役員（理事及び監事）と評議員並びに評議員解任選任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員等のうち職員を兼務せず、かつ理事として日常的に法人の業務に従事し、月7日以上勤務する者とする。
- (2) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については報酬及び役員等功労金を支給することが出来る。
  - (2) 非常勤役員については、業務に応じ報酬及び役員等功労金を支給することが出来る。
- 2 役員等功労金については、役員等として円満に任期を終了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 前項の役員等功労金の原資については法人本部サービス区分において、所要額を引当金に計上するものとする。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 報酬については、別表1に定める額
- 3 役員等功労金については別表2に定める算式により算出される額

### (非常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員が、次の各号の業務を行ったとき下記の表の通り定める報酬額を支給する。

- (1) 役員等が理事会その他理事長の招集する会議に出席した時
- (2) 監事が監査を行い、又は監事以外の役員等がこれに立ち会う時
- (3) 評議員が評議員会に出席した時
- (4) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時
- (5) その他、理事長が必要と認めた時

	報酬額
非常勤役員	日額 8,000円

- 2 非常勤役員等功労金については下表に定める算式により算出される額を支給する。

就任日を基準として在任年数×10,000円 但し上限を200,000円とする。
--

※在任期間が1年未満の端数がある場合、6か月未満はこれを切り捨て、6か月以上は1年と算定する。

### (旅費)

第6条 第5条各号の業務の為に役員等が法人の本部又は各事業所へ赴くために必要な旅費については、役員等の居住地の最寄駅から通常の交通費（鉄道、路線バス等の運賃の額）を支給する。

- 2 第5条各号の業務の為に役員等が前項以外の場所へ出張する場合には、役員等旅費規程に定め

る額の旅費を支給する。

(適用除外)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員については、本規定に定める報酬等は支給しない。

(支給方法)

第8条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、当月の職員の給与支給日にこれを支給する。

(2) 役員等功労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 その他の役員等に対する報酬は、当該業務を実施した日に支給する。ただし、やむを得ない場合は事後速やかに支給するものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合の報酬額は前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、解任の場合の報酬額は、次の算式によって求められる額とする。

$$\text{報酬月額} \div 30 \times \text{その月の在任日数} = \text{その月の報酬額}$$

4 本条2項の規定にかかわらず、常勤役員が任期の満了、死亡にて退任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規定は平成12年9月1日より施行する。この規定の改定に伴い従前の役員功労金規定を廃止する。

平成13年9月14日改正

平成16年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成30年4月1日改正

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 230,000 円

別表 2 (常勤役員の役員等功労金算定式)

平均標準理事報酬月額×就任期間に応じた支給率

※ただし上限額を 500 万円とする。

支給率表

就任期間 (年)	支給率	就任期間 (年)	支給率	就任期間 (年)	支給率
1	0.377	16	9.234	31	24.191
2	0.707	17	10.087	32	24.579
3	1.037	18	11.017	33	24.966
4	1.595	19	11.947	34	25.354
5	1.98	20	12.954	35	25.741
6	2.419	21	13.961	36	26.129
7	2.928	22	14.969	37	26.516
8	4.322	23	16.015	38	26.904
9	4.906	24	17.061	39	27.291
10	5.476	25	18.146	40	27.679
11	6.038	26	19.231	41	28.067
12	6.548	27	20.355	42	28.455
13	7.276	28	21.479	43	28.843
14	7.754	29	22.641	44	29.231
15	8.459	30	23.804	45	29.619

※支給率に関しては公益財団法人 神奈川県福利協会の平成 28 年度退職一時金の給付率をモデルとする。